

入札公告

福島県国費及び県費事務処理労働者派遣業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和5年12月7日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

ア 件名 福島県国費及び県費事務処理労働者派遣業務

イ 数量 業務従事予定時間数 3833.50時間

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和6年2月1日から同年5月31日まで

(4) 履行場所

福島県庁西庁舎2階（福島県福島市杉妻町2番16号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 福島県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(5) 福島県内に本社又は営業所等を有し、かつ、当該契約に係る労働者の派遣に迅速かつ確実に対応できる体制を整えている者であること。

(6) この公告の日から過去5年以内において、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人の会計事務（経理・給与・旅費事務等をいう。）について、当該事務処理業務に係る労働者を派遣し、又は当該業務に係る請負について受託した実績がある者であること。

(7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークの付与その他個人情報又は情報資産の取扱いが適切であることについて第三者機関の認定等を取得している者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に必要書類を添付して、次に掲げる期限までに郵送又は持参により次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

(1) 提出期限

令和5年12月15日（金）午後5時15分まで（必着）

(2) 提出場所

〒 960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁西庁舎2階）

福島県出納局出納総務課

4 入札説明書等の配付

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配付する。

なお、福島県出納局出納総務課ホームページ「入札情報」においても同内容を公開する。

(1) 配付期間

公告の日から令和5年12月15日（金）午後5時15分まで

(2) 配付場所

上記3の（2）に掲げる場所に同じ。

(3) その他

郵送による入札説明書等の配付を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙40枚が入る程度の大きさで、250円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封して、上記3の（2）に掲げる場所まで請求すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和5年12月25日（月） 午後2時

(2) 場所

福島県自治会館802会議室（福島県福島市中町8番2号 福島県自治会館8階）

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額に上記1の（1）のイの業務従事予定時間数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部または一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約単価に上記1の(1)のイの業務従事予定時間数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札の無効

上記2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 入札方法

入札書は、所定の入札書に必要とする事項を記載し、上記5に掲げる日時及び場所において提出しなければならない。

落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

入札金額が予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

詳細は、入札説明書による。なお、この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し福島県出納局出納総務課から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 本公告に関する問い合わせ先

福島県出納局出納総務課

電話 024-521-7554 (直通)

ファクス 024-521-7959

電子メール suitou_soumu@pref.fukushima.lg.jp